

○志賀町生ごみ処理機器設置事業費補助金交付要綱

平成28年3月28日

告示第37号

改正 平成30年12月28日告示第78号

(趣旨)

第1条 この告示は、志賀町生ごみ処理機器設置事業に対する補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、志賀町補助金等交付規則（平成23年志賀町規則第1号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、生ごみ処理機器（以下「処理機器」という。）とは、次に掲げるものとする。

- (1) 電気式生ごみ処理機 バイオ方式又は乾燥方式による電気を用いた家庭用生ごみ処理機（ディスポージャー式のもの除く。）
- (2) 生ごみ堆肥化処理容器 土中の微生物を利用して生ごみを分解又は減容し、堆肥化する容器（土の上に据えるコンポストタイプの生ごみ処理容器）

(対象となる事業及び補助金の目的)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「事業」という。）は、次条に定める対象となる者が行う生ごみ処理機器設置事業とし、補助金は、当該事業の実施に要する経費の一部に対し予算の範囲内においてこれを交付することにより、生ごみの自家処理を促進し、もってごみの減量化並びに堆肥化による資源の有効利用を図ることを目的とする。

(対象となる者)

第4条 補助金の交付の対象となる者は、本町に住所を有し、かつ、居住している者とする。

2 町長は、前項の規定にかかわらず、対象となる者及びその同一世帯内の親族が、次の各号のいずれかを滞納しているときは、補助金の交付の対象者としなないことができる。ただし、分納誓約等により、適正かつ確実な納付が見込まれるとき又は町長がやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 志賀町税条例（平成17年志賀町条例第54号）第3条に規定する町税

(2) 志賀町国民健康保険税条例（平成17年志賀町条例第128号）第1条に規定する国民健康保険税

（対象となる経費）

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げる処理機器の購入費とする。

(1) 電気式生ごみ処理機 1世帯につき1台を限度とする。

(2) 生ごみ堆肥化処理容器 1世帯につき2基を限度とする。

2 前項の処理機器の購入費とは、処理機器本体の金額に消費税及び地方消費税を含めたものとし、販売店等のポイント等を使用して購入した場合は、使用ポイント分の費用相当額は含めないものとする。

（補助率及び補助金の額）

第6条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内で、かつ、予算の範囲内とし、次の各号に掲げる処理機器の区分に応じ、当該各号に定める額を限度とする。

(1) 電気式生ごみ処理機 30,000円

(2) 生ごみ堆肥化処理容器 1基につき3,000円

2 前項の規定により算定された額に、100円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。

（交付の申請）

第7条 規則第3条第1項の規定により補助金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金等交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添付し、町長に提出しなければならない。

(1) 領収書（カード払は、利用明細書など金額を示す書類）

(2) 保証書の写し（生ごみ堆肥化処理容器の場合は不要）

(3) 町税等納付状況調査同意書（様式第2号）

(4) 処理機器の設置状況の写真

2 交付の申請は、処理機器を購入した日の属する年度の3月31日までとする。

（交付の条件）

第8条 補助金は、規則第5条の規定に基づき、次に掲げる事項を条件として交付するものとする。

- (1) 当該事業の目的以外に使用しないこと。
- (2) 処理機器を常に良好な状態で維持管理すること。
- (3) 堆肥化したものは有効に活用すること。

(決定の通知)

第9条 町長は、規則第6条の規定により補助金の交付の決定をしたときはその決定の内容及びこれに付した条件を、交付しない旨の決定をしたときはその旨及び理由を、補助金等交付（不交付）決定通知書（様式第3号）により、速やかに当該申請者に通知しなければならない。

(補助金の交付)

第10条 規則第16条の規定により補助金の交付を受けようとする者は、補助金等請求書（様式第4号）を町長に提出しなければならない。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

1 この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年12月28日告示第78号）

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

様式第1号(第7条関係)

年 月 日

志賀町長 様

住 所

氏 名 ㊟

補助金等交付申請書

下記の事業の実施にあたり、補助金等の交付を受けたいので、志賀町補助金等交付規則第3条及び志賀町生ごみ処理機器設置事業費補助金交付要綱第7条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

補 助 年 度	年度
補助事業等の名称	志賀町生ごみ処理機器設置事業
購 入 金 額	円
購 入 日	年 月 日
添 付 書 類	(1) 領収書(カード払は、利用明細書など金額を示す書類) (2) 保証書の写し(生ごみ堆肥化処理容器の場合は不要) (3) 町税等納付状況調査同意書 (4) 処理機器の設置状況の写真

様式第2号(第7条関係)

担当課名

町税等納付状況調査同意書

年 月 日

志賀町長 様

(申請者) 住 所

申請者名

印

電話番号

生年月日

年 月 日

年度志賀町生ごみ処理機器設置事業費補助金の交付申請にあたり、私及び同一世帯内の親族の下記の町税等の納付状況について、志賀町が調査することに同意します。

記

調査対象の町税等

- 1 町民税
- 2 固定資産税
- 3 軽自動車税
- 4 国民健康保険税

※以下、税務課、各課使用欄

項目	該当するものに○		調査日	調査課名	調査担当者印	課長印
	滞納	分割納付				
町民税	有・無	有・無		税務課		
固定資産税	有・無	有・無				
軽自動車税	有・無	有・無				
国民健康保険税	有・無	有・無				

様式第3号(第9条関係)

第 号
年 月 日

様

志賀町長



補助金等交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった補助金等の交付について、志賀町補助金等交付規則第6条及び志賀町生ごみ処理機器設置事業費補助金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり交付（不交付）の決定をしたので通知します。

記

補助年度	年度
補助事業等の名称	志賀町生ごみ処理機器設置事業
交付決定額 (不交付の理由)	円
交付の条件 (1) 当該事業の目的以外に使用しないこと。 (2) 処理機器を常に良好な状態で維持管理すること。 (3) 堆肥化したものは有効に活用すること。	

様式第 4 号(第10条関係)

年 月 日

志賀町長 様

住所
氏名



補助金等請求書

下記の金額の交付を受けたいので、志賀町補助金等交付規則第 16 条第 2 項及び志賀町生ごみ処理機器設置事業費補助金交付要綱第 10 条の規定により請求します。

記

補助年度	年度
補助事業等の名称	志賀町生ごみ処理機器設置事業
請求額	円

補助金等振込先

金融機関名	口座種別 (いずれかに○)
支店名	普通 ・ 当座
口座名義 <カナ>	漢字使用不可。カタカナ及び英数字のみで記載してください。
口座番号	

様式第1号 (第7条関係)

様式第2号 (第7条関係)

様式第3号 (第9条関係)

様式第4号 (第10条関係)